

中小企業の資金繰りを支援

県内の中小企業者のうち、特に小規模な企業者が事業活動に必要とする資金を支援します。

資金名	小企業応援資金（一般枠・小口枠）
利用できる方	中県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者（※）の方 ※小規模企業者とは、従業員数20人以下（ただし、業種・サービス別15人以下）の個人、法人をいいます。
資金用途	運転資金 設備資金
利用限度額	（一般枠） 運転資金 2,000万円以内 設備資金 2,000万円以内 （小口枠） 設備・運転 既存の保証協会の保証付き融資残高を含めて 1,250万円以内
利用期間	（一般枠） 7年以内 の割賦償還（うち据置1年以内） （小口枠） 7年以内 の割賦償還（うち据置：設備1年以内、運転6ヶ月以内）
融資利率	（一般枠） 年1.4%以内（固定金利） （小口枠） 年1.2%以内（固定金利）
信用保証料	保証協会の所定の条件による（年0.45%～1.50%）
取扱期間	平成23年3月31日まで
申込先	県融資制度の取扱金融機関（県内に本・支店のある金融機関）
問い合わせ先	県庁商工振興課（電話 073-441-2744）

注）融資利率は、平成22年4月1日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額については金融機関が、また、保証額については信用保証協会が資金用途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。